

第 1 編 総 論

第1章 紀の川市の責務、計画の位置づけ、構成等

紀の川市（紀の川市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び和歌山県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、紀の川市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

① 市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

② 市国民保護計画の見直しに当たっては、紀の川市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、市国民保護計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、和歌山県知事（以下「知事」という。）に協議し、

紀の川市議会（以下「市議会」という。）に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、和歌山県（以下「県」という。）、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

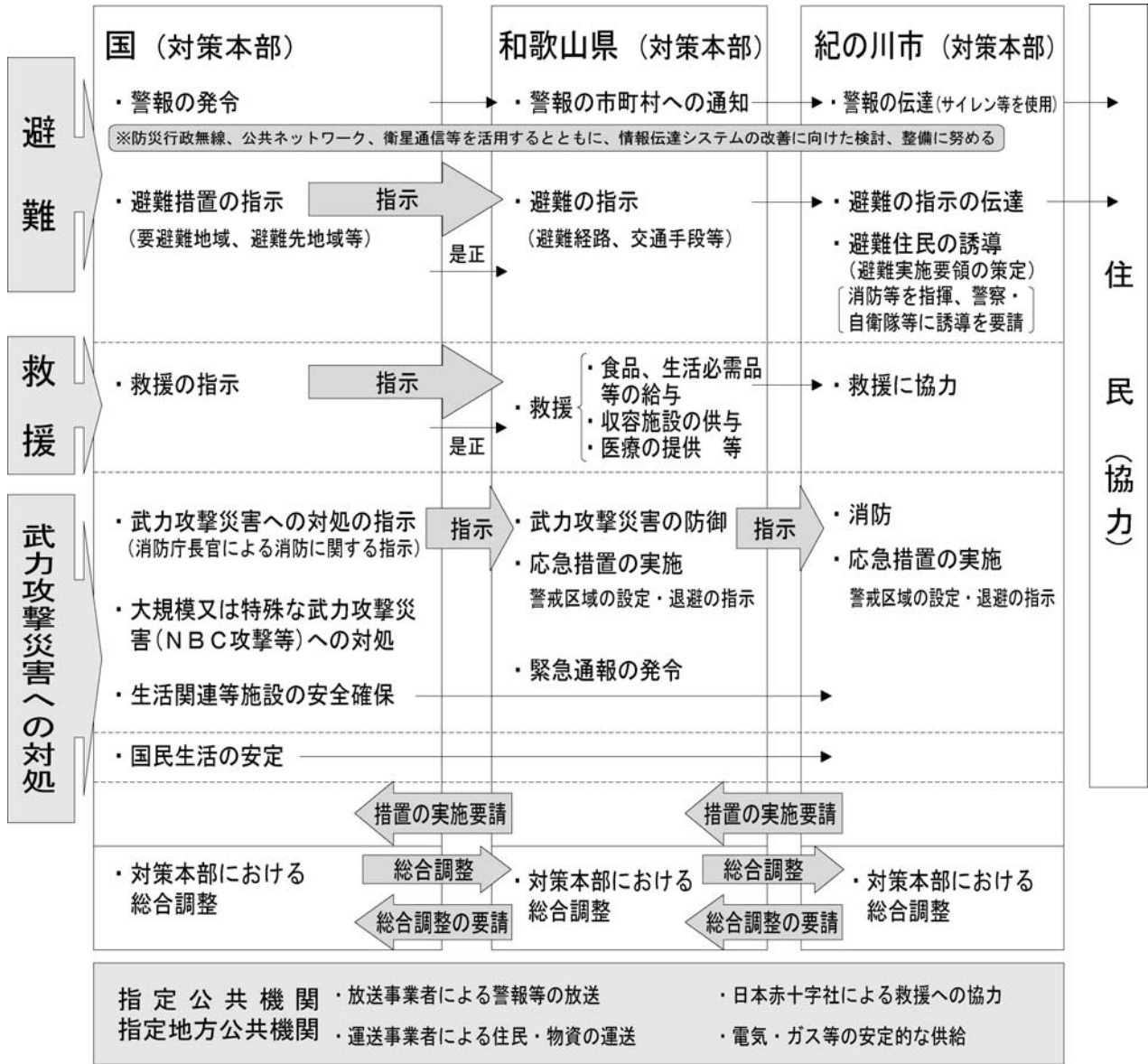
【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民の保護に関する措置の仕組み



2 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
紀の川市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 関係機関の連絡先

資料1を参照のこと。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形

本市は平成17年11月に、旧那賀郡打田町・旧粉河町・旧那賀町・旧桃山町・旧貴志川町の5町が合併して誕生した。総面積は228.54km²で、和歌山県の約5%に該当する。

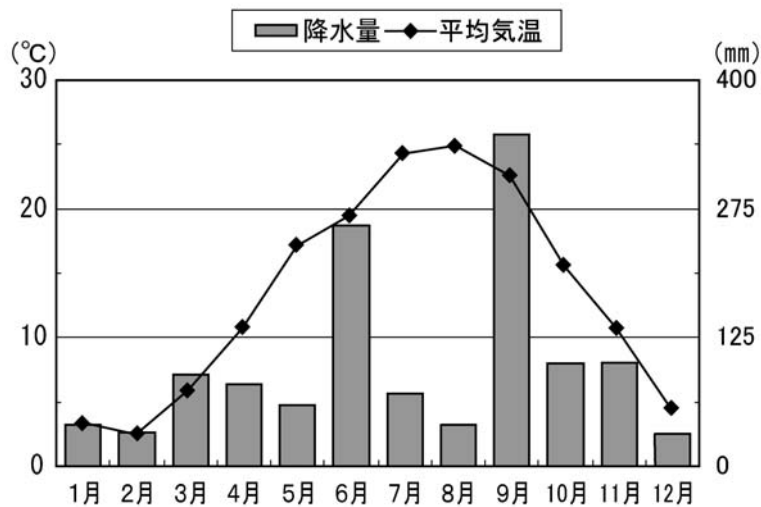
市は和歌山県の北部に位置し、西を岩出市及び和歌山市に、東を伊都郡かつらぎ町、南を海南市及び海草郡紀美野町に接している。北は大阪府（岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市）に接している。

地勢は、北に和泉山脈、南に紀伊山脈を控え、この間を東西に一級河川紀の川が貫流している。また南部からは貴志川が紀の川に合流している。平地はこれら河川にそって発達している。

2 気候

気候は瀬戸内気候に属し、年中温暖で降水量は和歌山県南部ほど多くない。ただし夏は高温となり、冬季は曇りがち。小規模であるが地震が頻発することもある。

市の月別平均気温と降水量（平成13年）



(資料：山田ダム土地改良区)

3 人口

市の人口は、平成18年4月現在では70,170人で、昭和55年以降増加傾向にあり、平成7年と12年の間の増加率は1.8%となっている。人口増加には主に西部の旧貴志川町と旧打田町が寄与しており、旧粉河町・旧那賀町・旧桃山町では横ばいないし減少基調となっている。

大字別の人口分布をみると、本市において特に人口密度の高い地区は、次表のとおりである。

地域	地区（大字名）	人口（人）	面積（km ² ）	人口密度 （1km ² 当たりの人口）
打田	西井阪	550	0.17	3,235.3
那賀	名手市場	2,953	0.98	3,013.3

	後田	646	0.26	2,484.6
貴志川	貴志川町神戸	2,203	1.09	2,021.1
	貴志川町国主	1,414	0.48	2,945.8
	貴志川町長山	3,117	1.40	2,226.4

(注) 1 人口密度が1km²当たり2,000人を超えている地区を掲げた。

2 大字別の人口については「大字別人口調」(平成18年6月30日現在)の数値を、面積については台帳地積(平成18年5月15日現在)の数値をそれぞれ用いた。

4 道路

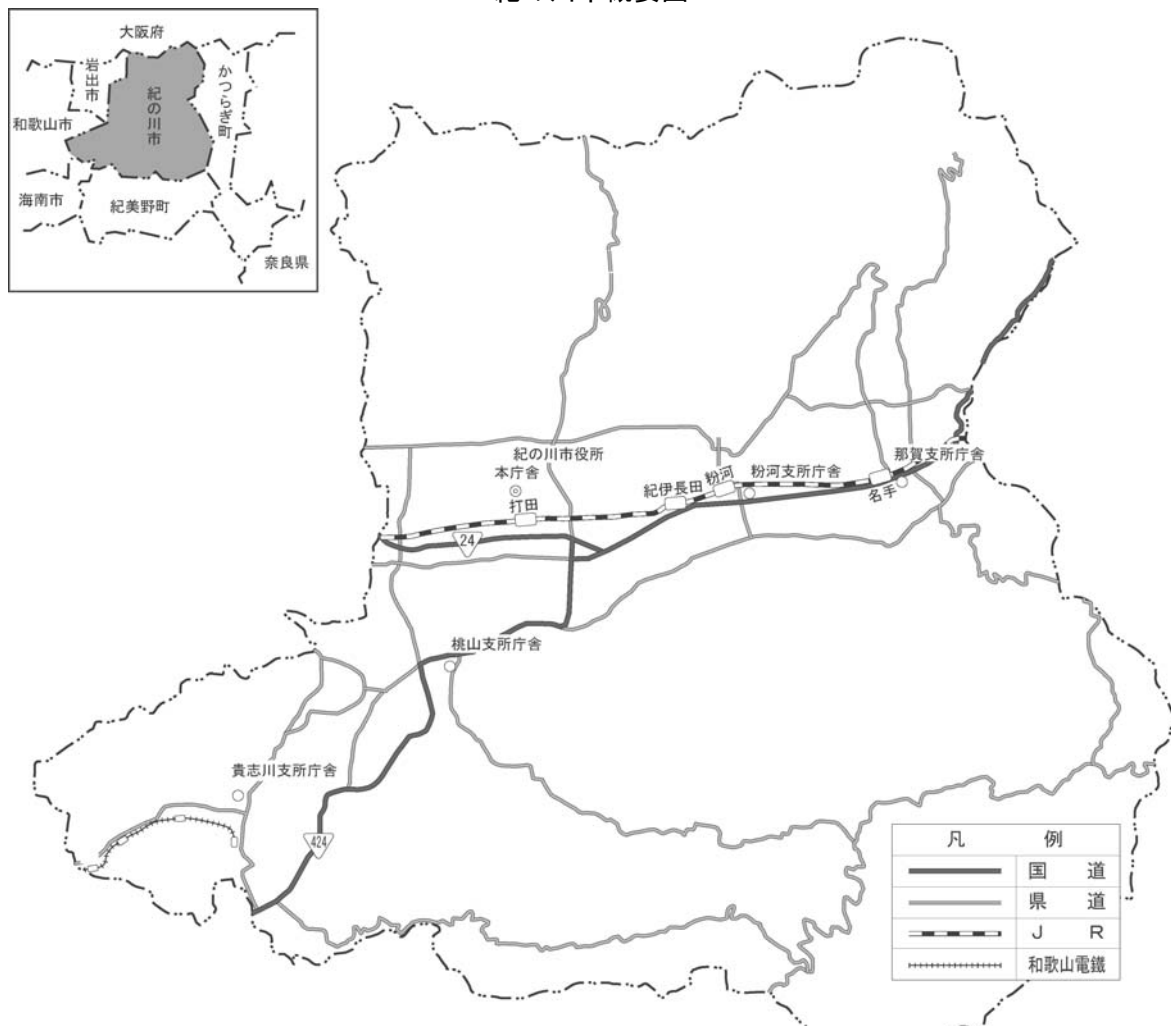
道路交通は、国道24号が地域を東西に貫き、和歌山市及び橋本市・奈良県方面と結ぶほか、海南市方面と結ぶ国道424号が通っており、これらが幹線道路としての役割を果たしている。

和歌山市及び奈良・京都方面と結ぶ京奈和自動車道が計画されており、市内では旧粉河町と旧打田町にインターチェンジ設置が予定されている。

5 鉄道

鉄道は、JR和歌山線が域内を東西に通る、東を伊都郡・橋本市・奈良県方面と結び、西を岩出市・和歌山市と結んでいる。ピーク時1時間3～5本、その他の時間帯は1時間2本程度の運行であり、5つの駅がある。また、旧貴志川町には和歌山電鐵貴志川線があり、1時間2本程度の間隔で運行している。

紀の川市概要図



6 国民保護措置を実施する上での課題

(1) 配備体制の確立

武力攻撃事態及び緊急対処事態に至った場合の職員の配備体制及び対策本部の組織等については、本計画において定めるとともに、職員等に対し周知徹底を図らなければならない。

本市では、市の機関を5つの庁舎に分けて配置していることから、情報の伝達・集約及び指示系統の確立等については、特に明確にしておく必要がある。また、市域の道路交通網及び公共交通網は発達しているが、非常時においてはこれらが混乱・麻痺することも想定される。市の面積が広いこともあり、職員の参集要領については、これらの課題をも踏まえたものとしなければならない。

災害時の配備体制等については、「紀の川市地域防災計画」において定めるところであるが、国民保護措置を実施するときの体制についても、地域防災計画との整合性を図りつつ、定めていく。

(2) 関係機関との連携

武力攻撃事態及び緊急対処事態に至った場合には、本市のみで対処することは不可能である。また、影響を及ぼす範囲も広範にわたることが考えられる。このため、関係機関との連携は、本市の国民保護措置を実施する上で不可欠となる。

このため、国民保護に関する協力・指導を得て、必要な研修や訓練を実施するとともに、非常時における情報収集体制を確立しておくことが重要である。

(3) 人口密集地域における避難措置についての検討

武力攻撃事態等に至った際、特に人口密集地において、住民がパニックに陥らないよう、迅速に避難誘導し、安全な場所に移送することが重要となる。

(4) 広域的な輸送網を考慮した計画の策定

市域では、国道・県道等による道路網が発達している。また、鉄道（JR和歌山線、和歌山電鐵貴志川線）もあることから、広域的な輸送が行われた場合、幹線道路網として使用されることが予想される。武力攻撃事態等に至った場合、国及び県は、交通規制や緊急輸送等の措置を実施するが、その具体的な計画について、市が十分に把握し、それに整合した計画・マニュアル等を定める必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

第1 武力攻撃事態等及び緊急対処事態

1 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）

- (1) 武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
- (2) 武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態に至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
- (3) 武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なるが、以下に掲げる4類型を対象として想定している。

なお、これら事態は複合して起こることが多いと考えられる。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急対処事態

- (1) 緊急対処事態とは武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
- (2) 緊急対処事態の想定は、攻撃対象施設又は攻撃の手段の種類により、以下に掲げる4類型を対象として想定している。

なお、これら事態は武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定される。

① 攻撃対象施設による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- 原子力事業所等の破壊
- 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- 危険物積載船への攻撃
- ダム等の破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
- 列車等の爆破

② 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

- 水源地に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - 弾道ミサイル等の飛来

第2 市における武力攻撃事態及び緊急対処事態の生起の可能性

- (1) 武力攻撃事態については、市の日本における地理的位置（太平洋に面した県、東京からの離隔度等）及び現状の国際情勢等から判断して、大規模な着上陸侵攻の可能性は、少ない。
また、小規模なゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃は、西日本最大の都市が存在する大阪府に隣接することから大阪府で事態が生起した場合に後方攪乱等を狙いとして起こる可能性があると考ええる。
- (2) 緊急対処事態を引き起こす攻撃手段としては、ゲリラや特殊部隊、テロ、弾道ミサイル、航空機が考えられる。
- (3) NBC攻撃については、武力攻撃事態及び緊急対処事態の「多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃」において想定されると考える。
- (4) その他隣接府県特に大阪府で事態が生起した場合、本市に大量の避難住民の受入要請が予測される。

第3 市において攻撃目標として考えられる施設

市において攻撃目標と考えられる施設等としては、市等関係施設、大量集客施設等の公共的施設、ダム等の生活関連等施設が考えられる。